

小田原市社会福祉協議会の概要

- I 社会福祉協議会とは
- II 設置目的・役職員構成・重点目標等
- III 令和3年度小田原市社会福祉協議会主要事業
- IV 令和3年度小田原市社会福祉協議会予算概要
- V 社会福祉協議会の組織体制

I 社会福祉協議会とは

- ・社会福祉協議会は、略して「社協（しゃきょう）」といいます。
- ・全国・都道府県・市町村に設置されている民間の福祉団体です。
- ・誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちにするために、「地域にはどんな課題があるのか」「その課題を解決するには、どうしたらよいか」そんなことを考えながら活動しています。



住民にとってもっとも身近な地域で活動する団体です。

1 社協の法的位置づけ

社協は、民間団体ですが「社会福祉法」に基づき位置づけられています。

（地域福祉の推進）…※第2項の条文は要約したものです。

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、…（中略）…次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、…（以下、省略）

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 社協のめざすもの

- ・全国社会福祉協議会が掲げる市区町村社協経営指針では、「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現を目指す」としています。
- ・社会福祉法では、「地域福祉の推進をはかる」ことを目的としています。
- ・「福祉」とは、「幸福」とか「満足すべき生活環境」などの意味があります。



“地域における幸福あるいは満足すべき生活環境を目指す社会的しくみ”といえます。

「地域福祉」とは… 地域福祉の目的は、人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活する者として誰もが、自分らしく、誇りを持って、住み慣れた地域で安心して充実した生活を送ることができるようになることです。

地域福祉の実現には、公的サービスの充実とともに、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々の協力が必要です。



「ともに生き、ともに支えあう」社会づくりを目指します。

3 地域福祉推進に向けた社協の役割

- (1) 住民参加の機会の創出
- (2) 日常生活における生活問題の発見と住民間の合意形成
- (3) 生活問題の解決に向けた住民間と、関係機関とのネットワークの創造
- (4) 地方自治体や国に対する、様々な施策や制度改革の提言

II 設置目的・役職員構成・重点目標等

1 設置目的

小田原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業に関する企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉サービス利用援助事業
- (8) 老人居宅介護等事業の経営
- (9) 居宅介護支援事業の経営
- (10) 障害福祉サービス事業の経営
- (11) 移動支援事業の経営
- (12) 生活福祉資金貸付事業
- (13) 福祉総合相談事業
- (14) 生活つなぎ資金の貸付事業
- (15) ボランティア活動の振興
- (16) 成年後見制度に関する事業
- (17) 各種法外援護事業
- (18) 小田原市ファミリー・サポート・センターの運営
- (19) その他法人の目的達成のため必要な事業

3 設立年月日

昭和27年12月24日 小田原市社会福祉協議会

昭和51年 5月20日 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会設立認可

昭和51年 7月 1日 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会設立(県下11番目)

4 役員構成 (R3年度)

- | | | |
|-------|-----|----------------------------------------------------------------|
| 会 長 | 1名 | [学識経験] |
| 副 会 長 | 3名 | [自治会・民生委員・地区社協] |
| 常務理事 | 1名 | [学識経験] |
| 理 事 | 15名 | [自治会2・民生委員2・地区社協2・更生保護事業団体1・福祉団体1・福祉施設1・学識経験者4・行政関係者1・ボランティア1] |
| 監 事 | 2名 | |
| 評 議 員 | 37名 | [自治会2・民生委員2・地区社協24・青少年育成団体1・福祉団体2・福祉施設2・学識経験者1・行政関係者1・ボランティア2] |

5 事務局構成 (R3.6.1 現在)

- | | | |
|------------------------|-----|---------------------|
| 常務理事 | 1名 | |
| 事務局長 | 1名 | (介護サービスセンター運営管理者兼務) |
| 事務局次長 | 1名 | |
| 専任職員 | 16名 | (在宅福祉係長・地域福祉係長含) |
| 専任再雇用職員 | 2名 | |
| 嘱託職員 (法人運営) | 3名 | |
| 嘱託職員 (介護サービスセンター) | 8名 | |
| 臨時職員 (法人運営・介護サービスセンター) | 9名 | |
| | | 合計41名 |

6 令和3年度重点目標

(1) 第4期地域福祉活動計画の策定

各種事務事業の実績や地区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉施設、各種市民活動グループ等の活動状況を踏まえ、小田原市が策定する地域福祉計画と連動した第4期計画を策定します。

(2) 会員の加入促進に向けた取組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るためには、財政基盤の安定化が不可欠であり、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・用途等を「社協おだわら」等により積極的に周知し、加入促進に向けた取組みを強化していきます。

また、市社協及び地区社協の重要な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

(3) 市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協に対して、各種活動等で把握した各地域の特性や課題を的確に踏まえたうえで、さまざまな場面での支援や連携を強化します。

(4) 支え合いの体制づくりの推進

要援護者に対する見守りを主な目的とする「きずなチーム活動」、地域住民のふれあいの場として拡充しつつある「サロン活動」、制度的な枠組みでは対応できない生活課題を住民が解決する「生活応援隊活動」など、地域における取組みに対する支援を強化し、支え合いの体制づくりに努めます。

(5) ボランティア活動の充実強化

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、福祉ボランティアスクールをはじめとする各種講座の開催などの地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

(6) 介護保険制度等に基づく事業の適正な運営

「介護保険法」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、適正なサービス提供及び質の向上に努めます。

(7) 総合相談体制の推進

制度の狭間の問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる生活課題を受け止める体制をつくり、生活課題の予防、早期発見・早期解決など多様な担い手との協働により生活支援の強化に努めます。また、総合的な相談支援体制を強化し、アウトリーチ（※説明：5頁）を通じた問題発見と自立に向けた伴走、関係機関等との支援サービスの調整、地域活動団体等と協調した地域資源の活用などに取り組んでいきます。

(8) 成年後見制度利用促進に向けての体制づくり

小田原市が策定した「おだわら成年後見制度利用促進指針」に基づき、必要な人が必要なときに利用できる成年後見制度の体制づくりを市及び法律専門職等と連携し進めていくとともに、市民後見人養成基礎研修を開催いたします。

7 主な事業

(1) 社協組織体制及び活動の強化

[法人運営関係会議、地区社協関係会議、各種運営委員会、研修・研究事業、社会福祉法人・福祉施設との連携・協働、経営管理部会、情報公開の総合的な推進]

(2) 広報活動・啓発活動

[社協会員PR紙の発行、社協おだわら発行（4回）及びホームページの充実等]

(3) 地区社協の育成・援助

[活動交付金・ブロック別運営費・情報紙作成・世代間交流・地域安心見守り事業・地域活動参加促進経費の補助、いきいき健康事業、サロン活動の推進、きずなチーム員研修会・きずなチーム代表者連絡会の開催、きずなチーム地区別研修会の開催支援、サロン活動・地域福祉コーディネーター会活動経費補助等]

(4) 高齢者対策事業の推進

[小田原市老人クラブ連合会事業に助成・協力、地域包括支援センター・福祉施設等との連携推進、アクティブシニア応援ポイント事業、家族介護者支援事業の推進等]

(5) 児童福祉対策事業の推進

[各種団体事業に助成・協力、父子世帯・交通遺児世帯の支援、学校との連携推進、ひとり親家庭への支援（食糧支援・父子家庭児童へ図書カードを支給）、小田原市母子寡婦福祉会へ事業費の助成等]

(6) 心身障害者対策事業の推進

[各種団体事業に助成・協力、福祉施設等との連携推進等]

(7) ボランティア活動の充実・強化

[活動にかかわる各種相談への対応、登録ボランティアの支援、福祉ボランティアスクール、障がい児余暇活動支援、市民福祉大学、災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練の実施、各種講座修了者のフォローアップ、障がい福祉施設&マップの作成等]

(8) 生活支援事業の推進

[生活応援隊（日常生活支援活動）の推進、ケアタウン事業の協働推進、ふらっと城山の管理]

(9) 食の自立支援事業の推進

[一人暮らし高齢者等への配食及び安否確認の実施]

(10) 権利擁護関係事業の推進

[日常生活自立支援事業・法人後見事業の実施、成年後見制度利用促進に向けての体制づくり、市民後見人養成基礎研修の開催]

(11) 総合相談事業の推進

[各種窓口の連携強化、福祉まるごと相談体制の推進（相談支援包括化推進会議、多機関との連携構築に向けた研修会、アウトリーチ（※説明：5頁）を通じた問題発見、地域資源の把握・開発の研究、生活支援コーディネーターとの協働）]

(12) 介護サービスセンター事業

[介護保険法に基づく居宅介護支援・訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業、障害者総合支援法に基づく居宅介護・同行援護・移動支援、自主契約ホームヘルパー派遣事業]

(13) 福祉機器等貸出事業

[福祉機器：車イス、行事用機器：簡易テント（3m×4.5m）、着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機（かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機は有料：1回1台につき500円）]

(14) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和2年度中に実施した職員提案事業（啓発、支援活動等）の継続も含め、感染状況等に応じた柔軟な対応をしていきます。

8 受託団体・事業等

団体事務	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
(1) 共同募金会小田原市支会 (2) 小田原市老人クラブ連合会 (3) 小田原市遺族会 (4) 小田原市母子寡婦福祉会	(1) 小田原市食の自立支援事業 (2) 小田原市いきいき健康事業 (3) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業 (4) 小田原市社会福祉センター管理業務 (5) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業 (6) 生活支援体制整備事業コーディネーター業務 (7) 地域福祉相談支援事業 (8) 成年後見制度利用支援事業	(1) 生活福祉資金貸付事業 (2) 日常生活自立支援事業 (3) 介護に関する入門的研修事業

※アウトリーチとは

「生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組み」のことです。

Ⅲ 令和3年度小田原市社会福祉協議会主要事業

1 地区社協等育成事業

市内26地区社協の育成・支援、及び連携強化を図ります。

(1)地区社協活動財源交付金 …………… 10,989,000 円
各地区会費納入実績に応じ、約45%を交付します。

(2)地域安心見守り事業費 ……………3,085,000 円
きずなチームやサロン活動等の取り組みを支援します。

(3)地域活動参加促進経費 ……………5,664,000 円
多くの住民が地域福祉活動に参加しやすい環境づくりを図るための経費を助成します。

(4)地区情報紙作成援助費 ……………2,180,000 円
地区社協活動の取り組み等について紙面を通じ紹介するとともに、地区社協に対する住民の理解、協力を得ることに努めます。

(5)世代間交流事業費 ……………1,040,000 円
高齢者と若い世代の人達が、相互にふれあいをもち生活体験を伝えることにより、地域社会に対する理解と、ふれあいのある地域社会形成を図ります。

(6)地区社協ブロック別運営費 ……………300,000 円
近隣地区社協との情報交換等を通じ、地区社協相互の連携を図ります。
[上限@50,000 円×6ブロック]

(7)地区ボランティアクラブブロック別運営費 ……………180,000 円
近隣地区ボランティアクラブの情報交換を通じ、地区ボランティアクラブの連携を図ります。
[上限@30,000 円×6ブロック]

2 ボランティア活動事業

(1)福祉ボランティアスクール ……………851,000 円
ボランティア活動に参加したいと考えている市民を対象に、年間を通じてボランティアとしての基礎知識や技術的な養成・育成に努めます。
[地区ボランティア・視覚・聴覚・介護・障がい児・精神保健福祉・傾聴講座等]

(2)障がい児余暇活動支援事業（障がい児遊びのひろば） ……………139,000 円
障がいのある子ども達が、その家族やボランティアと共に自由に遊ぶことの出来る場を提供することで、子ども達をはじめ、誰もが健やかに成長できる地域づくりに努めます。

(3)ボランティアグループ等活動助成費 ……………2,359,000 円
ボランティアセンター登録グループに対し、ボランティア活動の振興を図るため、ボランティアセンターに寄せられた寄託金を配分します。

3 いきいき健康事業（市受託事業） ……………1,468,000 円
高齢者のための健康づくり・介護予防を目的として、転倒予防教室、認知症予防教室、体操教室等の講座を地区社協と共同で実施します。

- 4 食の自立支援事業（市受託事業）…………… 20,974,000 円
 栄養バランスが良く、症状にあわせた食事を提供することで、高齢者等の栄養状態の改善を図るとともに、宅配時に健康状態の確認をすることで地域における見守りネットワークを構築することを目的とします。
- 5 アクティブシニア応援ポイント事業（市受託事業）……………1,715,000 円
 高齢者が市指定の介護保険施設等でボランティア活動をした際に、その活動に対してポイントがつき、ポイントに応じた商品に交換することにより、高齢者の社会参加や生きがいを奨励・支援することを目的とします。
- 6 介護サービスセンター事業 …………… 98,295,000 円
 介護保険法に基づき要介護・要支援状態にある方に対し、利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活が営めるよう、適切な居宅介護支援と訪問介護を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき身体・知的・精神障害者及び障害児に対しての障害福祉サービスや、自主契約によるホームヘルパーの派遣を行います。
- (1)介護保険法に基づく事業
- ①居宅介護支援事業（ケアプランの作成、要介護認定等の代行申請等）
 - ②訪問介護事業（要介護者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣）
 - ③介護予防訪問介護事業（要支援者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣）
 - ④介護予防・日常生活支援総合事業（要支援者等への国基準及び基準緩和型のホームヘルパー派遣）
- (2)障害者総合支援法に基づく事業
- ①障害福祉サービス（身体、知的、精神障害者及び障害児、難病等対象者への身体介護、家事援助及び通院介助のホームヘルパー派遣）
 （重度視覚障害者への同行援護のホームヘルパー派遣）
 - ②地域生活支援事業（障害者等が円滑に外出することができるように、移動を支援するためのホームヘルパー派遣）
- (3)自主契約ホームヘルパー派遣事業
- 7 権利擁護関係事業 ……………6,195,000 円
- (1)日常生活自立支援事業（県社協受託事業）
 日常生活を営むうえで十分な判断能力が無い認知症高齢者や知的及び精神障がい者等が、地域での自立した生活を送れるよう福祉サービスの適切利用の援助等として、ご本人との契約に基づき、次のサービスを提供します。
- ①福祉サービス利用援助（各種福祉関連情報提供、契約手続、利用手続等）
 - ・上記①に伴う日常的金銭管理サービス（日常生活に必要な預金の払戻しや預け入れ、医療費や福祉サービス利用料等の支払い代行等）
 - ・上記①に伴う書類等預かりサービス（金融機関の貸金庫に保管）
- (2)法人後見事業
 認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が著しく不十分な方等に代わって、市社協が後見人等として財産管理や身上監護を行います。（家庭裁判所による審判が必要です。）
- (3)成年後見制度利用支援事業（市受託事業）
 小田原市及び法律専門職等と連携し、成年後見制度の利用促進を目指して、本市に相応しい中核機関の在り方について検討するとともに、市民後見人養成基礎研修を開催します。
- 8 資金貸付事業 ……………6,914,000 円
- (1)生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）
 次の各種資金の相談受付や県社協への申請事務を行います。
- ①各種資金（低所得、身体・知的・精神障がい者及び高齢者世帯への自立支援のための資金）
 - ②総合支援資金（失業者を支援するための資金）
 - ③不動産担保型生活資金（高齢者世帯に対して不動産を担保に貸付を行う資金）
 - ④緊急小口資金（一時的に生計維持が困難となった世帯を支援するための資金）

(2)生活つなぎ資金貸付事業

生活保護の申請書受理から保護決定までの間で、生活を維持するために緊急に生活費が必要という方に対し、小額の貸付を行います。

9 援護事業

(1)交通遺児世帯援護事業 ……………628,000 円

交通遺児世帯に激励金・見舞金等を支給します。

(2)災害見舞金支給事業 ……………300,000 円

火災等による罹災世帯へ見舞金を県共同募金会事業と併せて支給します。

10 年末たすけあい義援金配分事業 …………… 3,704,000 円

市民から寄せられた募金を有効に活用できるよう配分し、共に支えあう地域づくりに努めます。また、本配分事業として次の事業にも取り組みます。

(1)生活困窮者支援事業

緊急的に支援が必要ではあるが、現行の諸制度では対応できない生活困窮者・世帯に対し、年末たすけあい義援金を財源に食糧物資等を援助します。

(2)家族介護者支援事業

家庭で介護をされている人の情報交換等の場を目指して、地区社会福祉協議会が福祉施設等と連携しながら開催するサロン、集い、交流会に対して、年末たすけあい義援金を活用し支援します。

11 ふらっと城山管理運営業務 …………… 1,919,000 円

住民の交流拠点である「ふらっと城山」の管理運営をします。

12 小田原市社会福祉センター管理運営業務（市受託事業）…………… 2,312,000 円

会議室の貸出業務等をします。

13 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（福祉まるごと機軸）・地域福祉相談支援事業（市受託事業）…………… 24,556,000 円

住民の悩みに対し、多機関と連携を図りながら、地域の福祉資源も有効に活用し問題解決に向けて伴走的な支援を行う職員を「相談支援包括化推進員」として位置づけ、事業を推進します。また、相談支援体制の充実・強化（地域福祉相談支援事業）として、福祉まるごと相談事業に「地域福祉相談支援員」も配置します。

14 生活支援体制整備事業コーディネーター業務（市受託事業）…………… 13,720,000 円

地区担当職員を生活支援コーディネーターとして位置づけ、既存の取組や組織等も活用しながら、地域の高齢者を支える生活支援等のサービス提供体制の構築に取り組みます。

IV 令和3年度小田原市社会福祉協議会予算概要

1 令和3年度予算

予算総額：426,451,000円

【収入】			【支出】		
項目	予算額(千円)	割合	経理区分	予算額(千円)	割合
会費収入	24,313	5.7%	法人運営事業	202,442	47.5%
寄付金収入	2,945	0.7%	地域福祉推進事業	22,426	5.3%
市補助金収入	136,311	32.0%	ボランティア活動推進事業	5,329	1.2%
市受託金収入	57,954	13.6%	地域援護事業	10,591	2.5%
県社協受託金収入	6,254	1.5%	市受託事業	67,263	15.8%
共同募金配分金収入	16,604	3.9%	共同募金配分金事業	20,105	4.7%
介護保険等事業収入	87,897	20.6%	介護サービスセンター事業	98,295	23.0%
利用者負担金・繰越金等	94,173	22.0%			
合計	426,451	100.0%	合計	426,451	100.0%

2 地区社協への支援と会費の使途

市民 会費：一般会費 400円、特別会費 1,000円、賛助会費 3,000円

↓

26の地区社協

↓

市社協 ⇒ 地区社協へ交付 補助金総額 25,970,000円

- ① 地区社協活動財源交付金(会費納入実績に応じて) 10,989,000円
- ② 地域安心見守り事業費 3,085,000円
- ③ 地域活動参加促進経費 5,664,000円
- ④ 地区情報紙作成援助費 2,180,000円
- ⑤ 世代間交流事業援助費 1,040,000円
- ⑥ 重点事業助成金(コーディネーター会・サロン・生活応援隊) 1,415,000円
- ⑦ 共同募金協力事務費 1,117,000円
- ⑧ 地区社協ブロック別運営事務費 300,000円
- ⑨ 地区ボランティアブロック別運営事務費 180,000円

【参考】 社協会費の実績 (R3.3.31現在)

会員区分		年会費(一口)	令和2年度実績	
			会員数(口数)	会費額(円)
一般会員	一般世帯	400円	50,896	20,356,000
特別会員	個人	1,000円	1,568	1,568,000
	福祉施設・団体等	3,000円	53	159,000
賛助会員	事業所等	3,000円	659	1,976,000
合計			53,176	24,059,700

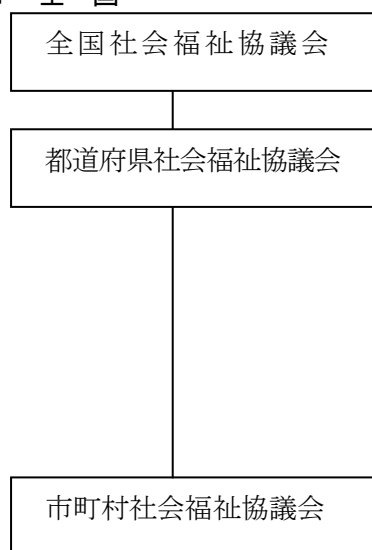
【口数は地域の実情(集金方法等)により、一部調整をしています。】

※会員参考加入率 59.5%…小田原市の世帯数(R2.4.1現在) =88,134

一般会員と特別会員・個人の口数の合計=52,464

V 社会福祉協議会の組織体制

1 全国



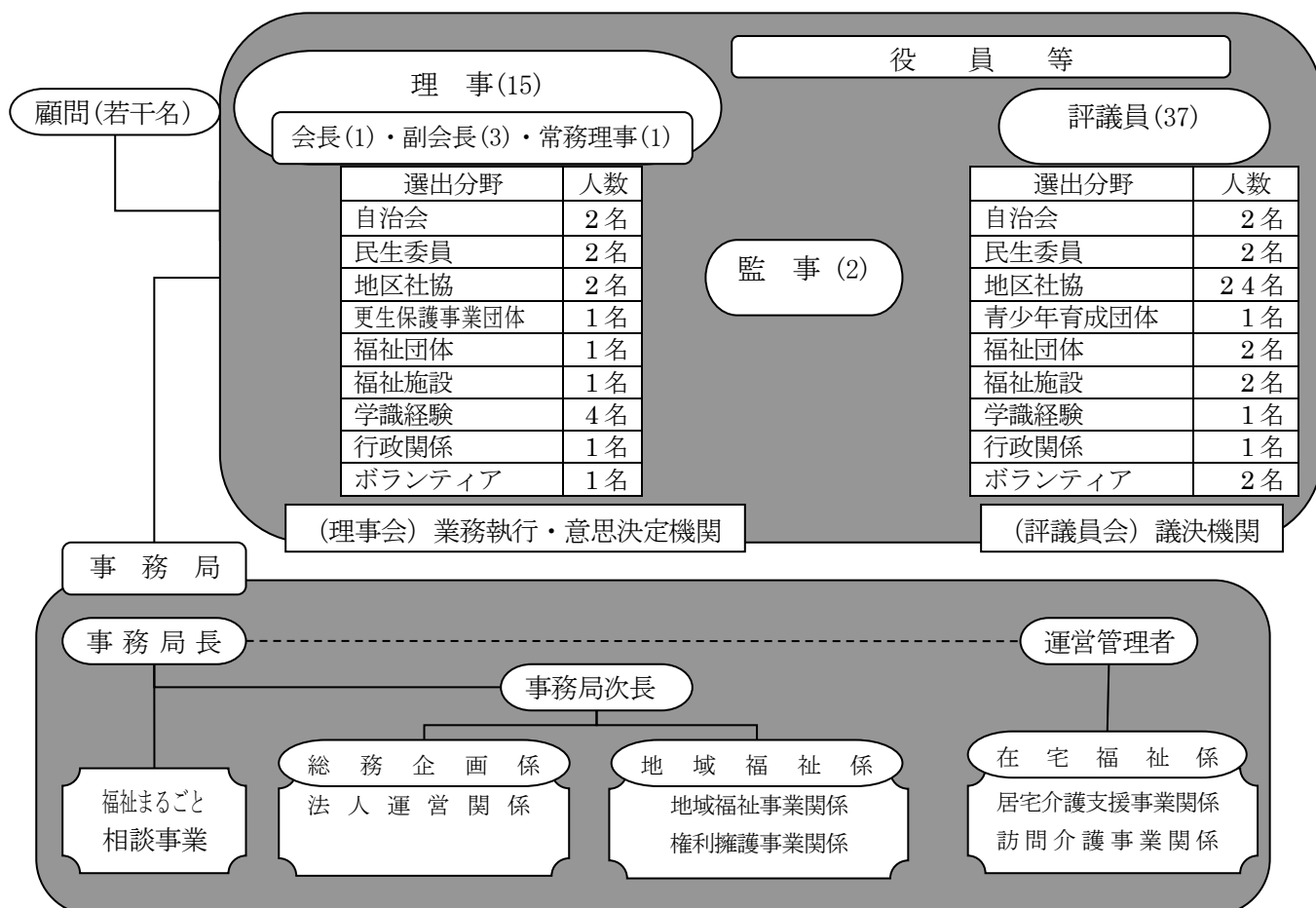
[共通原則]

- ① 福祉課題の把握、提言、改善運動の実施
- ② 住民の主体的な福祉活動の推進
- ③ ボランティア活動の振興
- ④ 社会福祉その他の関連分野の連携・調整・支援と組織化
- ⑤ 福祉サービス等の企画・実施
- ⑥ 総合的な相談・生活支援活動、及び情報提供
- ⑦ 福祉教育・啓発活動の実施
- ⑧ 研修、人材育成事業の実施
- ⑨ 地域福祉の財源の確保・造成及び助成の実施
- ⑩ 共同募金への協力活動の実施

[16市（政令市除く）、13町、1村]

2 小田原市社会福祉協議会の組織構成

理事（現員数 15 名・正副会長、常務理事含）：評議員（現員数 37 名）



【各種委員会】

- ① ボランティアセンター運営委員会
- ② 交通遺児援護基金運営委員会
- ③ 広報編集委員会
- ④ 経営管理部会
- ※苦情解決第三者委員（3名）
- ※評議員選任・解任委員会